

ボランティア活動の合意書(例)

この合意書はボランティアと活動先の施設・団体の双方が安全に活動するためのものです。特に、新型コロナウイルス感染拡大は、ボランティア活動する人と活動先にも影響を及ぼすおそれがあります。そのリスクを最大限に回避し、その上で感染等による事故が起きた場合に備えて、保険の保障により対応することを合意しておくために作成されるものです。

_____におけるボランティア活動について、下記のとおり合意します。

記

1 活動内容 _____

2 活動日時 _____

3 活動期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

4 交通費 活動先までの交通費は参加者の負担とします。

5 必要物品の準備

ボランティア活動に必要な物品については、協議の上、原則として活動先が準備し、その経費を負担します。

6 健康状況と活動先の感染状況の確認

ボランティアは自身にとって万全の健康状態のときのみ活動し、体調に少しでも違和感や不安がある時や、身近な人に感染の疑いがある時は事前に活動先の施設・団体に連絡し、活動を控えます。また、活動先に感染した人がいる時は活動先から事前にボランティアに連絡をし、活動はお休みとなります。もし、ボランティア活動をした後に、体調を崩したり、感染が疑われる場合は、至急、活動先に連絡を入れるようにします。また、活動先の施設・団体でも、ボランティア活動の後に感染症の発症があった場合は、至急、ボランティアに連絡をします。

7 ボランティア保険への加入

ボランティア活動へ参加するにあたり、新型コロナウイルスにも対応しているボランティア保険へ加入します。保険料は本人の負担とします。

8 活動中の事故や感染等の対応および保障

ボランティア活動中に、参加者本人がケガや特定の感染などを負った場合、ボラン

ティア保険の適用範囲内で保障を受けます。また、第三者損害賠償責任が生じた場合、その過失割合に応じ、参加者本人および活動先の施設・団体がそれぞれ加入しているボランティア保険および損害賠償保険の規約に基づく補償を用いて負担するものとします。

9 個人情報・非公開情報についての守秘義務

ボランティアは活動を通して知り得た活動先の利用者（受益者）や職員の個人情報や施設・団体の運営・財務上の非公開情報について第三者に口外することは禁止します。また、活動先もボランティアの個人情報を適正に管理し、ボランティア活動の目的以外で使用することを禁止します。

特に、写真撮影や情報誌・インターネット・SNSの掲載は、必ず、事前にボランティアと活動先の双方が合意しておく必要があります。

10 ボランティアと利用者との関係

ボランティアは活動先の利用者（受益者）と2人きりになったり、約束をしたり、個別に連絡をとることは禁止します。必ず、活動先の職員の了解と監督のもとで活動します。

11 ボランティア活動の中止

ボランティアの姿勢や態度が、利用者（受益者）の利益や活動先の施設・団体の運営を著しく阻害すると判断した場合は、注意をし、改善が見られない場合は、ボランティア活動への参加をご遠慮いただく場合があります。また、ボランティアにとっても活動内容に無理があったり、活動先の対応の改善を求めたい場合は、ボランティア担当者に伝え、改善が見られない場合はボランティアが活動を中止する場合があります。

_____年 _____月 _____日

_____氏名（自署） _____印

_____社会福祉法人〇〇会 〇〇園 施設長 _____印